

b) 土壌汚染調査の概要

土壌汚染対策法では、特定有害物質の特徴により、土壌汚染の有無を確認する調査方法が三つに分けられています。その概要を下表に整理します。

表 b-1 土壌汚染対策法における特定有害物質の分類毎の調査方法の概要

| 特定有害物質の分類 | VOCs (第一種特定有害物質) | 重金属等 (第二種特定有害物質) | 農薬等 (第三種特定有害物質) |
|-----------|---|--|--|
| 特徴 | <ul style="list-style-type: none"> 揮発性の高い物質 汚染された土壌から溶出し、汚染地下水の摂取のリスクのある物質 | <ul style="list-style-type: none"> 土壌へ吸着しやすい物質 汚染された土壌を直接摂取するリスクのある物質 汚染された土壌から溶出し、汚染地下水の摂取のリスクのある物質 | <ul style="list-style-type: none"> 汚染された土壌から溶出し、汚染地下水の摂取のリスクのある物質 |
| 調査方法の概要 | <p>土壌ガス調査 (※表層部分の土壌間隙空間に存在する気体の測定)</p> <p>↓</p> <p>ボーリング調査 (土壌溶出量調査) (※基本は深さ 10mまでボーリング。難透水層がある場合は帯水層の底面まで)</p> | <p>土壌含有量調査 土壌溶出量調査 (※汚染のおそれが生じた場所の位置(深さ)を基準とし、深さ 50cm までの土壌が対象。汚染のおそれが生じた場所の位置(深さ)が地表面と同一の場合又は不明の場合は、表層の土壌と深さ 5~50cm の土壌を均等混合)</p> | <p>土壌溶出量調査 (※汚染のおそれが生じた場所の位置(深さ)を基準とし、深さ 50cm までの土壌が対象。汚染のおそれが生じた場所の位置(深さ)が地表面と同一の場合又は不明の場合は、表層の土壌と深さ 5~50cm の土壌を均等混合)</p> |

実際に土壌汚染調査を実施する場合には、その相談先・依頼先としては、同調査を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有し、同調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないとして、国（環境省）から指定されている指定調査機関が相応しいと考えられます。

指定調査機関は、以下のサイトで探すことができます。

<http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html>